



東田原での耕作放棄地で、農業委員会は、どのように耕作放棄地を再生させていくかを実証しています。昨年は、ジャガイモ収穫後、大豆栽培を実施。6月下旬に大豆の種まきを行い、害虫駆除や適切な肥料管理を行いました。昨年は二度の台風により水没などの被害を受けましたが、多くの大豆を11月中旬に収穫することができ、乾燥、脱穀を行い収穫量は約45kgとなりました。

現在耕作されず、今後も耕作する予定のない土地である「耕作放棄地」。一度耕作をやめて数年経てば、農地の原形を失うほどに荒れてしまい、再生するには多くの労力が必要になります。また、耕作放棄地が増えると、農作物の供給に支障をきたすだけでなく、病害虫の温床となったり、鳥獣被害を拡大させたりと周りの生活環境にもさまざまな悪影響を与える恐れがあります。「高齢化・労働力不足」「農地の引き受けてがない」「鳥獣被害」などが耕作放棄地を生み出す原因と考えられます。そして、これは個々の農業者の努力だけでは解決できない問題です。今、求められているのは、農地の確保や環境保全、食料供給力の強化を図るために、この耕作放棄地を有効活用することです。そこで、農業委員会では、東田原で耕作放棄地解消を実証していくための取組みを行っています。昨年は、ジャガイモ収穫後、大豆栽培を実施しました。もちろん、耕作放棄地を発生させないことが大切です。農地の所有者の皆さんには、雑草の刈り取りを定期的に行うなど、農地の適正な管理をお願いします。

耕作放棄地解消に向けて取り組んでいます

農業委員会
だより
第46号
平成24年3月4日
編集・発行
名張市農業委員会
☎63-7665

魅力いっぱい 農業者年金

- 国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。
- 自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。
- 自分で保険料の額を決められ、必要に応じて、いつでも見直すことができます。
- 終身年金で80歳までの保障付きです。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金として遺族に支給されます。
- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 農業の担い手となる人には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

◎詳しくは農業委員会へ

平成24年農作業賃金の協定基準

一般作業(稲刈り含む)		1日当たり	8,000円
耕起	1回耕	10a当たり	9,000円
	2回耕	10a当たり	6,500円
あぜぬり		1m当たり	95円
代かき		10a当たり	6,500円
田植作業		1日当たり	9,000円
田植機作業		10a当たり	10,000円
畑耕起		10a当たり	7,000円
農業散布作業	粉粒剤	10a当たり	2,500円
	液剤	10a当たり	3,500円
▼耕起、代かき、田植の各作業は、ほ場条件により決定する			
▼遠距離作業は、輸送費を別途加算する			
▼田植機作業は苗代を含まず、田植機作業用施肥機使用の場合は1,500円増し			
▼農業散布作業は農薬代を含まず、動力噴霧器使用の場合とする			
春季農作業	稲刈	バインダー	10a当たり 10,000円
		コンバイン	10a当たり 21,000円
	ハーベスタ	10a当たり 10,000円	
	乾燥	はさ掛け	60kg当たり 500円
		生脱	60kg当たり 1,500円
	籾摺(もみすり)	60kg当たり 700円	
▼稲刈の作業は、ほ場条件により決定する			
▼稲刈は、ひも持ちとする			
▼籾、玄米及び作業機の輸送費を別途加算			
▼乾燥、籾摺は、くす米を含む総重量あたり			
秋季農作業	稲刈	バインダー	10a当たり 10,000円
		コンバイン	10a当たり 21,000円
	ハーベスタ	10a当たり 10,000円	
	乾燥	はさ掛け	60kg当たり 500円
		生脱	60kg当たり 1,500円
	籾摺(もみすり)	60kg当たり 700円	
▼稲刈の作業は、ほ場条件により決定する			
▼稲刈は、ひも持ちとする			
▼籾、玄米及び作業機の輸送費を別途加算			
▼乾燥、籾摺は、くす米を含む総重量あたり			

(注) オペレーター賃金は時間当たり2,000円、補助作業賃金は一般作業に準じる
上記の賃金・料金は全て弁当持参とし、上記の金額には消費税は含まない
労働時間は、1日8時間
※協定基準は目安です。金額などは、双方話し合ってください。

農地の賃借料情報 平成23年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法第18条により権利が設定された実勢賃借料を集計し、地域別に取まとめました。

(田の部) (10a当たり)

地域名	金額				物納			
	平均賃料(円)	最高(円)	最低(円)	データ数(筆)	平均賃料(kg)	最高(kg)	最低(kg)	データ数(筆)
名張地区	10,000	10,000	10,000	5	45	45	45	2
蔵持地区	13,700	18,000	8,000	3	45	60	30	2
鷹原地区					30	30	30	2
美旗地区	9,000	20,000	3,000	14	55	100	15	27
比奈知地区					40	75	30	16
箕曲地区	10,000	12,500	10,000	3	40	60	30	7
錦生地区	11,000	20,000	3,000	24	35	60	25	11
赤目地区	9,250	10,000	7,000	4	56	60	25	16
国津地区	2,700	2,700	2,700	2	40	40	40	1

(畑の部) (10a当たり)

地域名	金額				物納			
	平均賃料(円)	最高(円)	最低(円)	データ数(筆)	平均賃料(kg)	最高(kg)	最低(kg)	データ数(筆)
美旗地区	15,000	20,000	4,500	4				
比奈知地区	10,000	10,000	10,000	1				
錦生地区	12,500	20,000	5,000	2				
赤目地区	8,250	10,000	6,500	2				
国津地区	3,150	4,300	2,000	2				

平成21年12月15日の農地法改正により標準小作料制度が廃止されました。これまでの標準小作料に代わる賃借料情報は左記のとおりです。農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとして活用ください。

農地の貸し借りは利用権の設定を行うと安心・簡単です

農業経営基盤強化促進法の利用権設定を行うと、農地の貸し借りが簡単にできます。農業委員会の決定を経て、市長が公告します。公告は年2回(4月・12月)。

制度の特徴

- ・契約期間の終了後、農地は確実に返還されます。※ 離作料などは不要
- ・契約期間終了期限が近づくと、事前に貸し手、借り手に通知して、更新するかどうかの確認をします。